

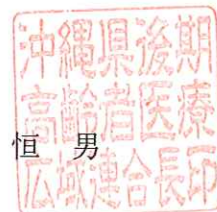


沖縄県後期高齢者医療広域連合告示第7号

沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱を次のように定める。

平成20年8月1日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 知 念 恒 男



沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第69条第1項に規定する一部負担金の減額若しくは免除又は徴収猶予（以下「減免等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一部負担金 法第67条第1項の規定により得られる額をいう。ただし、高額療養費・公費負担医療の適用がある場合にあっては、これらの給付を差し引いた額とする。
- (2) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護開始の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (3) 基準生活費 生活保護法による生活保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）のうち、一時扶助を除く生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の合算額をいう。ただし、入院患者については生活扶助基準に代えて入院患者日用品費の額とする。なお、生活保護基準は後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」という。）住所地の生活保護級地を適用する。

(減免等の要件)

第3条 沖縄県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は被保険者又は世帯主（以下「被保険者等」という。）が次の各号のいずれかに該当したことにより、生活が著しく困難となった場合において、必要があると認めるとき、被保険者に対し、その者の申請により一部負担金を減免等することができる。

- (1) 被保険者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又は被保険者等が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 被保険者等の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 被保険者等の収入が、干ばつ等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) その他特別の事情があるとき。

2 前各号の規定にかかわらず保険料の滞納がある場合は、減免等を行わないものとする。ただし、保険料の滞納に対し特別な事情があると認められる場合はその限りではない。

(減免等の期間)

第4条 一部負担金減免等の期間は、原則として1か月を単位として申請月を含めて12月につき3か月以内（申請月は1日から適用）とする。ただし、当該世帯の生活状況等を勘案のうえ、再度の申請により更に3か月の範囲内で減免等することができる。

2 徴収猶予は、猶予した一部負担金を6か月以内に納付することが可能な場合に限る。

(減免等の申請及び審査)

第5条 一部負担金の減免等の措置を受けようとする被保険者は、一部負担金減免及び徴収猶予申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、その理由を証明する書類を添えて居住する市町村の後期高齢者医療担当窓口へ提出するものとする。

2 前項に規定する理由を証明する書類とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 生活状況申立書(様式第2号)

(2) 収入状況申告書(様式第3号)

(3) 災害等については、消防署、警察署、保険会社等が発行する罹災証明書等

(4) 長期入院等については、医師の診断書又は入院計画書等

(5) 事業又は休廃止等については、休廃止していることを証明するに足る書類、雇用保険受給証明書等

(6) 干ばつ等の災害による農作物等の不作、不漁等については、これを証明するに足る書類

(7) その他広域連合長が必要と認める書類

3 広域連合長は、申請書及び前項の書類を受理したときは、その内容を審査し、必要と認めるときは法第60条及び第138条の規定に基づき、被保険者等に対して、文書その他の物件の提出若しくは提示により質問を行い、又は市町村その他の官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

4 前項の調査等において、被保険者等が非協力的等で、事実確認が困難なときは、その申請を不承認とすることができる。

(減免等の決定)

第6条 広域連合長は、申請の内容について審査した結果、第3条各項の要件に該当するものと認めたときは次により決定する。

(1) 当該世帯の実収入額が基準生活費に1.1を乗じて得た額以下の場合、当該一部負担金の額を免除するものとする。

(2) 当該世帯の実収入額が基準生活費に1.1を乗じて得た額を超え、基準生活費に1.2を乗じて得た額以下の場合、当該一部負担金の5割を減額するものとする。

(3) 当該世帯の実収入額が基準生活費に1.2を乗じて得た額を超え、基準生活費に1.3を乗じて得た額以下の場合、徴収猶予するものとする。

2 前項の規定による計算により、円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

3 月の途中において、減免等の決定を受けた被保険者に対しては、当該被保険者が当該月分の一部負担金を保険医療機関等に支払った後、その領収書に基づき当該月分に係る減免等された一部負担金を償還払いするものとする。

(減免等の決定通知)

第7条 広域連合長は、申請の内容について審査した結果、第3条の規定に該当するものと認めた場合は、免除・減額・徴収猶予の別及びその期間を決定し、一部負担金免除・減額・徴収猶予承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、一部負担金免除・減額・徴収猶予証明書(様式第5号)を交付するものとする。

2 前項の証明書により療養の給付を受けようとする者は、被保険者証にこれを添えて、保険医療機関等に提出しなければならない。

3 広域連合長は、申請の内容について審査した結果、第3条に規定するものと認められない場合は、一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

(一部負担金の減免等の取消し)

第8条 広域連合長は、一部負担金の減免等の措置を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その措置を取消し、一部負担金を一時に徴収することができる。

(1) 資力その他の事情の変化により、一部負担金の減免等の適用が不相当と認められるとき。

(2) 偽りの申請その他不正な方法により、一部負担金の減免等の措置を受けたと認められるとき。

- 2 前項の場合においては、広域連合長は直ちに一部負担金の減免等を取消し、証明書を返還させるものとする。この場合において、被保険者が保険医療機関等にて療養の給付を受けたものであるときは、ただちに一部負担金の減免等を取消した旨及び取消しの年月日を一部負担金免除・減額・徴収猶予取消通知書（様式第7号）により保険医療機関及び被保険者等に通知するとともに、被保険者が取消しの日の前日までの間に減免等によりその支払を免れた額を一部負担金返還命令書（様式第8号）により被保険者等に返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。